

## 第86回 定時株主総会 招集ご通知

### 開催日時

2026年3月25日（水曜日）午前10時

### 開催場所

大阪府中央区城見一丁目2番27号  
クリスタルタワー20階 A会議室

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する業績連動型株式報酬制度の一部改定の件

#### 株主総会における「お土産廃止」のお知らせ

株主総会にご来場される株主様とご来場されない株主様との公平性を勘案し、ご来場の株主様へお配りしていたお土産は取り止めとさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

#### 株主総会の会場について

本総会の会場の場所は前回までと異なっております。末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご来場ください。

#### 株主総会にご来場されない場合

インターネット又は書面により議決権を行使ください  
ますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2026年3月24日（火曜日）午後5時30分まで

証券コード3355  
(発送日) 2026年3月9日  
(電子提供措置の開始日) 2026年3月3日

株主各位

大阪市中央区城見一丁目3番7号  
松下IMPビル25階

**クリヤマホールディングス株式会社**

代表取締役CEO 小 貫 成 彦

## 第86回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第86回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等（議決権行使書面を除く）の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上に「第86回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のいずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

<https://www.kuriyama-holdings.com/ir/info/meeting/>



<https://d.sokai.jp/3355/teiji/>



電子提供措置事項は、上記の各ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）ウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）「クリヤマホールディングス」又は証券コード「3355（半角）」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認くださいませようお願い申し上げます。

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁から4頁に記載の「議決権行使についてのご案内」をご確認いただき、2026年3月24日（火曜日）営業時間終了時（午後5時30分）までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2026年3月25日(水曜日) 午前10時
2. 場 所 大阪市中央区城見一丁目2番27号  
クリスタルタワー20階 A会議室  
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご来場ください。)
3. 目的事項  
報告事項 1 第86期(2025年1月1日から2025年12月31日まで)  
事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結  
計算書類監査結果報告の件  
2 第86期(2025年1月1日から2025年12月31日まで)  
計算書類の内容報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)3名選任の件  
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件  
第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)に対する業績連動型株式報酬制度の  
一部改定の件

以 上

- 
1. 電子提供措置事項を修正する必要が生じた場合は、1頁に記載の各ウェブサイトはその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。
  2. 電子提供措置事項のうち、事業報告の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書および連結注記表、計算書類の株主資本等変動計算書および個別注記表につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、これらの事項は、「第86回定時株主総会招集ご通知に際しての電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく書面交付請求による交付書面に記載しない事項」に掲載しております。従いまして、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面に記載の事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査等委員会が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。

### ※株主の皆様へのお知らせ

1. 本株主総会において報告いたしました事業報告の内容および当日の株主様からのご質問と当社の回答の概要につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス<https://www.kuriyama-holdings.com>)に後日あらためて掲載させていただきます。
2. 今後の状況変化等により、本株主総会の日時、場所の変更、その他株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト(アドレス<https://www.kuriyama-holdings.com>)でお知らせいたします。

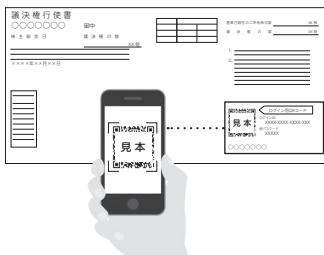


# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使  
サイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

##### 期末配当に関する事項

配当につきましては、当社は長期的且つ安定的株主づくりを最重要課題の一つとして認識し、経営成績と内部留保のバランスも配慮しながら、株主への利益配当を継続的に実施することを基本方針としております。

この基本方針を具現化するため、2025年3月12日、「経営成績、財政状態、投資計画等を総合的に勘案したうえで、安定的な配当を継続する観点から、連結配当性向30%以上、株主資本配当率（DOE）3.0%以上を目指す」とする中期経営計画を開示しました。

当期の期末配当につきましては、当社の経営成績、財政状態等を総合的に勘案した結果、株主の皆様への利益還元の一環として、普通配当を1株につき33円とさせていただきたいと存じます。これにより中間配当金（1株につき28円）と合わせて年間配当金は1株につき61円となり、前記に比べて6円増配となります。また、連結配当性向は30.4%、DOEは3.2%となります。

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき33円とさせていただきたいと存じます。なお、この場合の配当総額は、665,589,837円となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年3月26日とさせていただきたいと存じます。

**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く、以下本議案において同じ。）4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、元木雄三氏は本総会終結の時をもって退任いたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社および当社グループにおける地位および担当	新任/再任
1	こぬき しげひこ 小貫 成彦	当社代表取締役CEO社長執行役員 クリヤマジャパン株式会社代表取締役社長	再任
2	おおむら のぶひこ 大村 暢彦	当社取締役上席執行役員（海外統括）	再任
3	ブライアン ダットン Brian Dutton	当社取締役執行役員 Kuriyama of America, Inc. 取締役社長	再任

候補者  
番号

1

こぬき しげひこ  
小貫 成彦

所有する当社の株式数 ……26,122株  
(322株)  
(1966年1月15日生) 在任年数 ……8年



再任

### 略歴、地位および担当

1991年4月	当社入社	2018年1月	クリヤマ株式会社取締役営業本部長兼工務・技術部長
2013年1月	クリヤマ株式会社（現クリヤマジャパン株式会社、以下同じ）建設資材営業部長	2018年3月	当社取締役
2014年1月	クリヤマ株式会社建設資材営業部長兼スポーツ・フロア事業部副部長	2018年4月	当社取締役上席執行役員
2015年4月	クリヤマ株式会社執行役員建設資材営業部長兼スポーツ・フロア事業部副部長	2019年1月	クリヤマ株式会社常務取締役営業本部長
2016年1月	クリヤマ株式会社執行役員スポーツ・建設資材営業部長兼工務・技術部長	2020年3月	当社取締役常務執行役員
2017年3月	クリヤマ株式会社取締役営業本部副本部長兼スポーツ・建設資材営業部長兼工務・技術部長	2022年8月	当社代表取締役CEO社長執行役員〔現任〕
		2024年1月	クリヤマジャパン株式会社代表取締役社長〔現任〕

### 重要な兼職の状況

クリヤマジャパン株式会社代表取締役社長

### 取締役候補者とした理由

上記の経歴を有し、2022年8月から当社代表取締役CEOおよびクリヤマジャパン株式会社代表取締役社長として、当社グループの経営を担ってまいりました。これらの経験と知見は当社グループの企業価値向上に資するものと判断し、引き続き取締役候補者となりました。

候補者  
番号

2

おおむら のぶひこ  
大村 暢彦

所有する当社の株式数 ……18,000株  
(一株)

(1971年12月20日生) 在任年数 ……8年



再任

#### 略歴、地位および担当

2000年4月	アイコット株式会社 (現株式会社アイコットリョ ーワ)入社	2013年3月	株式会社アイコットリョ ーワ取締役
2003年1月	愛和陶(広東)陶磁有限公 司セメント製品部長	2017年3月	愛楽(佛山)建材貿易有 限公司 董事長・総経理(現 任)
2004年7月	佛山市樂華陶磁有限公司総 経理	2018年3月	当社取締役
2007年1月	愛楽(佛山)建材貿易有 限公司総経理	2023年3月	当社取締役 上席執行役員 (海外統括) (現任)

#### 取締役候補者とした理由

上記の経歴を有し、海外経験が豊富であり、企業経営者としての経験も備えておられます。今後の当社のグローバル展開において、これらの知見と経験が当社グループの企業価値向上に資するものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者  
番号

3

ブライアン ダットン  
Brian Dutton

所有する当社の株式数 …………… 株  
(一株)  
在任年数 …………… 3年



再任

#### 略歴、地位および担当

2002年 7月	Kuriyama of America, Inc. 入社	2020年 4月	当社執行役員 Kuriyama of America, Inc. 取締役社長〔現任〕
2006年 4月	Kuriyama of America, Inc. 取締役	2023年 3月	当社取締役執行役員〔現任〕
2015年 4月	Kuriyama of America, Inc. 取締役副社長		

#### 重要な兼職の状況

Kuriyama of America, Inc. 取締役社長

#### 取締役候補者とした理由

上記の経歴を有し、Kuriyama of America, Inc. 取締役社長として北米事業の中核事業会社の経営を担っております。北米事業に豊富な知見と経験を有しており、これらの知見と経験が当社グループの企業価値向上に資するものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 「所有する当社の株式数」の欄の( )内の株式数については、役員持株会として保有する株式を内数にて表示しております。
3. 各候補者が所有する当社の株式数は、2025年12月31日現在のものであります。
4. 在任年数は本総会終結時における年数です。
5. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2027年1月に契約を更新予定です。取締役(監査等委員である取締役を除く)候補者の小貴成彦氏、大村暢彦氏、Brian Dutton氏は再任であり、既に当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。

#### 【保険契約の内容の概要】

##### ①被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は特約部分も含めて会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

##### ②填補対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせて、被保険者である役員等が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、法令違反の行為であることを認識して行なった行為の場合等一定の免責事由があります。

### 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役花房一郎氏、酒谷佳弘氏および齋藤友紀氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、監査等委員である取締役小林恵氏は、ほかの監査等委員である取締役と任期を揃えるため辞任されます。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社および当社グループにおける地位および担当 他の法人等における地位等	新任/再任	独立役員 社外取締役
1	はなふさ いちろう 花房 一郎	当社取締役（監査等委員）（常勤） クリヤマジャパン株式会社 監査役（常勤）	再任	
2	さかたに よしひろ 酒谷 佳弘	当社取締役（監査等委員） ジャパン・マネジメント・コンサルティング株式会社 代表取締役 株式会社タカミヤ 取締役（監査等委員） 北恵株式会社 監査役 株式会社プレサンスコーポレーション取締役（監査等 委員） 株式会社ワッツ 取締役（監査等委員） 粧美堂株式会社 取締役（監査等委員）	再任	独立役員 社外取締役
3	さいとう ゆき 齋藤 友紀	当社取締役（監査等委員） さくら法律事務所 パートナー弁護士 岩谷産業株式会社 社外取締役 モリ工業株式会社 取締役（監査等委員）	再任	独立役員 社外取締役
4	こばやし めぐみ 小林 恵	当社取締役（監査等委員） 株式会社神戸機材 代表取締役社長 オカダアイヨン株式会社 社外取締役	新任	独立役員 社外取締役

候補者  
番号

1

はなふさ  
**花房**  
いちろう  
**一郎**

所有する当社の株式数 ……55,583株  
(183株)

(1961年2月1日生) 在任年数 ……2年



再任

#### 略歴、地位および担当

2006年6月	当社入社	2019年4月	クリヤマ株式会社執行役員
2009年1月	当社経理部長		株式会社サンエー常務執行役員
2012年10月	クリヤマ株式会社（現クリヤマジャパン株式会社、以下同じ）経理部長	2023年4月	株式会社サンエー常務理事
2013年4月	クリヤマ株式会社執行役員 経理部長	2024年3月	当社取締役（監査等委員） （常勤）〔現任〕
		2024年3月	クリヤマジャパン株式会社 監査役（常勤）〔現任〕

#### 重要な兼職の状況

クリヤマジャパン株式会社監査役（常勤）

#### 取締役候補者とした理由

上記の経歴を有し、財務・会計および当社グループの産業資材事業に関する知見と経験を有しております。これらの知見と経験を監査業務に活かせるものと判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者といたしました。

候補者  
番号

2

さかたに よしひろ  
酒谷 佳弘

所有する当社の株式数……………2,726株  
(126株)  
(1957年3月11日生) 在任年数……………4年



再任

### 略歴、地位および担当

1979年10月	日新監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所	2008年11月	ノルマ・ジャパン株式会社 会計参与〔現任〕
1982年3月	公認会計士登録	2010年11月	株式会社ワッツ 監査役
1998年8月	センチュリー監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）代表社員	2011年3月	SHO-BI株式会社（現粧美堂株式会社） 監査役
2004年7月	ジャパン・マネジメント・コンサルティング株式会社 設立 同社代表取締役〔現任〕	2015年6月	株式会社プレサンスコーポレーション 取締役（監査等委員）〔現任〕
2004年7月	株式会社プレサンスコーポレーション 監査役	2015年11月	株式会社ワッツ 取締役（監査等委員）〔現任〕
2005年6月	エスアールジータカミヤ株式会社（現株式会社タカミヤ） 監査役	2015年12月	SHO-BI株式会社（現粧美堂株式会社） 取締役（監査等委員）〔現任〕
2006年2月	北恵株式会社 監査役〔現任〕	2022年3月	当社 取締役（監査等委員）〔現任〕
		2022年6月	株式会社タカミヤ 取締役（監査等委員）〔現任〕

### 重要な兼職の状況

ジャパン・マネジメント・コンサルティング株式会社 代表取締役  
株式会社タカミヤ 取締役（監査等委員）  
北恵株式会社 監査役  
株式会社プレサンスコーポレーション 取締役（監査等委員）  
株式会社ワッツ 取締役（監査等委員）  
粧美堂株式会社 取締役（監査等委員）

### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

上記の経歴を有し、公認会計士としての豊富な知見と経験、財務会計についての高い知見と企業経営者としての経験を踏まえた監査を行なっていただくこと、および経営全般に対して助言と提言をいただくことで、中長期的に当社および当社グループの企業価値の向上につながることを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

候補者  
番号

3

さいとう ゆき  
齋藤 友紀

所有する当社の株式数……………1,528株  
(228株)

(1978年11月13日生) 在任年数……………2年



再任

#### 略歴、地位および担当

2006年10月	弁護士登録 さくら法律事務所 入所	2023年6月	岩谷産業株式会社 社外取締役 (現任)
2012年1月	さくら法律事務所 パート ナー就任 (現任)	2024年3月	当社取締役 (監査等委員) (現任)
2015年10月	非常勤裁判官 (家事調停 官)	2024年6月	モリ工業株式会社 取締役 (監査等委員) (現任)

#### 重要な兼職の状況

さくら法律事務所 パートナー弁護士  
岩谷産業株式会社 社外取締役  
モリ工業株式会社 取締役 (監査等委員)

#### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

上記の経歴を有し、弁護士としての豊富な知見と経験を踏まえた監査を行なっていただくこと、および経営全般に対して助言と提言をいただくことで、中長期的に当社および当社グループの企業価値の向上につながることを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

候補者  
番号

4

こばやし めぐみ  
小林 恵

所有する当社の株式数……………579株  
(179株)

(1963年8月2日生) 在任年数……………1年



新任

#### 略歴、地位および担当

1988年 4月	株式会社神戸機材入社	2012年 1月	株式会社神戸機材 代表取締役社長〔現任〕
2006年10月	関西学院大学大学院 経営戦略研究科 非常勤講師（知的財産法）	2020年 6月	オカダアイオン株式会社 社外取締役〔現任〕
2011年12月	司法研修所修了弁護士登録	2025年 3月	当社取締役（監査等委員） 〔現任〕

#### 重要な兼職の状況

株式会社神戸機材代表取締役社長  
オカダアイオン株式会社社外取締役

#### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

上記の経歴を有し、企業経営者および弁護士としての豊富な知見と経験を踏まえた監査を行っていただくこと、および経営全般に対して助言と提言をいただくことで、中長期的に当社および当社グループの企業価値の向上につながることを期待し、社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 酒谷佳弘氏、齋藤友紀氏および小林恵氏は社外取締役候補者であります。
3. 責任限定契約の内容の概要  
当社は2022年3月24日付で取締役監査等委員酒谷佳弘氏との間で、2024年3月28日付で取締役監査等委員花房一郎氏および取締役監査等委員齋藤友紀氏との間で、2025年3月27日付で取締役監査等委員小林恵氏との間で、それぞれ会社法第423条第1項に規定する賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度額としております。花房一郎氏、酒谷佳弘氏、齋藤友紀氏および小林恵氏が選任された場合、当該責任限定契約は継続されます。
4. 「所有する当社の株式数」の欄の（ ）内の株式数については、役員持株会として保有する株式を内数にて表示しております。各候補者が所有する当社の株式数は、2025年12月31日現在のものです。
5. 在任年数は本総会終結時における年数です。
6. 酒谷佳弘氏が会計参与に就任しているノルマ・ジャパン株式会社は当社の関連会社であります。
7. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2027年1月に契約を更新予定です。監査等委員である取締役候補者の花房一郎氏、酒谷佳弘氏、齋藤友紀氏および小林恵氏は既に当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。

【保険契約の内容の概要】

①被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は特約部分も含めて会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

②填補対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせて、被保険者である役員等が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、法令違反の行為であることを認識して行なった行為の場合等、一定の免責事由があります。

8. 当社は社外取締役候補者である酒谷佳弘氏、齋藤友紀氏および小林恵氏を独立役員として株式会社東京証券取引所に届け出ております。

(ご参考)

「社外役員の独立性に関する基準」

当社の社外取締役が独立性を有していると判断されるのは、当該社外取締役が下記のいずれの項目にも該当しない場合です。

- ① 当社グループ（当社含以下同じ）の業務執行者（※1）
- ② 当社グループ各社を主要な取引先（※2）とする者、法人にあつては業務執行者（※1）
- ③ 当社グループ各社の主要な取引先（※2）、法人にあつては業務執行者（※1）
- ④ 当社グループ各社から多額の金銭その他の財産（※3）を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家、法人等にあつては業務執行者（※1）
- ⑤ 当社の主要な株主（※4）、法人にあつては業務執行者（※1）
- ⑥ 当社グループの社外役員の当社以外の兼務先（相互就任の関係にある場合）の業務執行者（※1）
- ⑦ 当社が一定額（※5）を超える寄付または助成を行なっている者、法人にあつては業務執行者（※1）
- ⑧ 上記②～⑦に過去3年間において該当していた者
- ⑨ 上記①～⑦に該当する者が重要な者（※6）である場合、その者の二親等以内の親族（配偶者含）
- ⑩ その他、上記①～⑨以外に独立性を疑わせる事項がある場合

注記事項

※1…「業務執行者」とは業務執行の取締役、その他使用人等をいう。

※2…「主要な取引先」とは、当社を主要な取引先にする者（または会社）についてはその者（または会社）の連結売上高の5%以上当社グループへの売上がある会社をいう。当社グループの主要な取引先は連結売上高の5%以上の売上がある者（または会社）をいう。  
また、融資取引にあつては当社の連結総資産の2%以上を当社に融資を行なっている者（または会社）をいう。

ここでいう連結売上高、連結総資産は直近事業年度の数値による。

※3…「多額の金銭その他の財産」は年間1千万円以上の金銭価値をいう。

※4…「主要な株主」とは発行済株式（自己株式を含む）の5%以上を保有する株主をいう。

※5…「一定額」とは年間1千万円をいう。

※6…「重要な者」とは、当社、当社グループ各社、取引先等で役員、部長クラス以上の地位にある者、監査法人にあつては公認会計士、法律事務所にあつては弁護士をいう。

(ご参考) 株主総会後の取締役のスキルマトリックス

第2号議案及び第3号議案を原案どおりご承認いただきました場合の取締役の専門性と経験は次のとおりとなります。

氏名	当社における地位 及び担当	取締役が特に有する専門性・経験						
		企業経営	営業・マーケティング	グローバル	製造・調達	財務・会計	人事・人材開発	法務・リスク マネジメント
小貫 成彦	代表取締役CEO 社長執行役員	●	●	●	●		●	●
大村 暢彦	取締役 常務執行役員	●	●	●	●			●
Brian Dutton	取締役 上席執行役員	●	●	●	●		●	●
花房 一郎	取締役 (監査等委員) (常勤)	●	●		●	●	●	●
酒谷 佳弘	社外取締役 (監査等委員)	●				●		●
齋藤 友紀	社外取締役 (監査等委員)						●	●
小林 恵	社外取締役 (監査等委員)	●	●		●	●	●	●

- (注) 1. 上記一覧表は取締役の有する全ての専門性・経験を表すものではありません。  
2. 当社における地位及び担当は株主総会後、4月1日時点での予定であります。

#### 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する業績連動型株式報酬制度の一部改定の件

##### 1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

当社は、2018年3月28日開催の第78回定時株主総会において当社の取締役（監査等委員である取締役、それ以外の取締役のうち社外取締役である者及び海外居住者を除きます。以下、断りがない限り、同じとします。）及び当社の一部子会社の取締役（社外取締役及び海外居住者を除きます。以下、断りがない限り、同じとします。）に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下「本制度」といいます。）の導入についてご承認いただき、現在に至っております（以下、上記株主総会における決議を「原決議」といいます。）。

今般、従来以上に当社の中長期的な企業価値向上に向けた適切なインセンティブとして機能させるとともに、株主の皆様と価値共有を一層進めることを目的に本制度を一部改定し、対象者を当社の取締役、執行役員（海外居住者を除きます。以下、断りがない限り、同じとします。）及び当社の一部子会社の取締役、執行役員（以下、当社の取締役及び執行役員と併せて「対象取締役等」といいます。）とすること、対象取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限の変更、株価の変動が信託により取得する株式数に与える影響を考慮し当社が信託に拠出する金銭についての金額の上限の廃止並びにその他所要の変更を行うこと（以下「本制度改定」といいます。）について、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、原決議同様、対象取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、対象取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としていること、当社の諮問委員会から、本制度の目的、中長期的な業績向上に向けたインセンティブ付与の効果等を踏まえ、本制度改定は相当であるとの答申を得ていること、本議案を原案どおりご承認いただいた場合に、本定時株主総会終了後の当社取締役会において決議予定の当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（後掲）とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、2016年3月24日開催の第76回定時株主総会においてご承認をいただきました取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬額（年額180百万円以内（ただし、使用人分給与は含みません。））とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

第2号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる当社取締役は2名となります。

なお、監査等委員会から、本制度の目的、諮問委員会からの答申を含む本議案の決定プロセスを踏まえ、本制度改定は相当であるとの意見表明を受けております。

## 2. 本制度改定後の本制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容 (主な改定箇所は、下線のとおりです。)

### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定されている信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、対象取締役等に対して、当社及び当社の一部子会社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、対象取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として対象取締役等の退任時となります。

### (2) 本制度の対象者

当社の取締役（監査等委員である取締役、それ以外の取締役のうち社外取締役である者及び海外居住者を除きます。）、執行役員（海外居住者を除きます。）及び当社の一部子会社の取締役（社外取締役及び海外居住者を除きます。）、執行役員（海外居住者を除きます。）

### (3) 信託期間

2018年5月30日から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

### (4) 信託金額

当社は、本制度に基づき当社株式等の給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を、本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定しております。当社は原決議により承認を受けた範囲内で、信託期間開始時（2018年5月）に、2018年12月末日で終了した事業年度から2022年12月末日で終了した事業年度までの5事業年度を対象として当社の取締役及び当社の一部子会社の取締役への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、338,250,000円を本信託に拠出し、その後、2025年11月に417,075,000円を本信託に追加拠出しております。本信託の信託財産内に残存する株式及び金銭は、本議案の承認可決による改定後の本制度に基づく信託として存続するものとします。

本議案をご承認いただくことを条件として、2025年12月末日で終了する事業年度から

2027年12月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「改定後当初対象期間」といい、改定後当初対象期間及び改定後当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく対象取締役等への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、係る追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して対象取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、対象取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

#### （5）本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（4）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。

なお、対象取締役等に付与されるポイント数の上限は、下記（6）のとおり、1事業年度当たり200,000ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は600,000株となります。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

#### （6）対象取締役等に給付される当社株式等の数の上限

対象取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。対象取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、200,000ポイント（うち、当社の取締役分として100,000ポイント）を上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、対象取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、対象取締役等に付与されるポイントは、下記（7）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

なお、取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式に係る

議決権数1,000個の発行済株式総数に係る議決権数201,311個（2025年12月31日現在）に対する割合は約0.50%です。

下記（7）の当社株式等の給付に当たり基準となる対象取締役等のポイント数は、原則として、退任時までに当該対象取締役等に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

#### （7）当社株式等の給付及び報酬等の額の具体的な算定方法

対象取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該対象取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（6）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、ポイントの付与を受けた対象取締役等であっても、株主総会において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。

取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

#### （8）議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。係る方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

#### （9）配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する対象取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

## (10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により対象取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

## 当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針(案)

### 1. 基本方針

取締役(監査等委員を除く)の報酬は固定報酬として基本報酬、業績連動報酬として役員賞与と業績連動型株式報酬及び株価連動型報酬で構成する。

取締役の報酬のうち基本報酬及び役員賞与は金銭報酬とし、その総額については第76回定時株主総会で決議された取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額(注)1.の範囲内で、代表取締役CEOが各取締役の役位や役割・責務等を総合的に勘案した案を代表取締役CEOと独立社外取締役監査等委員で構成する任意の諮問委員会に諮った後、任意の諮問委員会からの答申を踏まえて、取締役会で審議の上決定する。

取締役(監査等委員を除く)の報酬のうち業績連動型株式報酬(BBT)及び株価連動型報酬(PS)は、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、グループ対象役員に役位及び業績目標達成度等により定まる1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されるポイントが、第86回定時株主総会で決議されたポイント数(注)2.の上限の範囲内で付与され、原則として退任時に付与されたポイントに相応する当社株式または金銭として支給される。

### 2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

取締役(監査等委員を除く)の個人別の基本報酬等の額の決定は、各取締役の役位や役割・責務等に応じて総合的に決定する。基本報酬は金銭報酬として月次定額で支給される。

### 3. 業績連動報酬等の内容及び額または数の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬の決定に使用する業績の指標は、連結売上高、連結営業利益、連結経常利益、及び連結当期純利益の何れかを使用するものとする。各業績連動報酬の額または数の

決定に関する方針は以下のとおりとする。

①役員賞与

取締役（監査等委員を除く）を支給対象者として、内規に定める基本的支給条件により取締役会で決定する。各取締役（監査等委員を除く）への個別配分は代表取締役CEOが各取締役の当該年度における成果貢献状況を加味し決定する。役員賞与は金銭報酬として事業年度に一度支給し、支給時期は取締役会にて決定する。

②業績連動型株式報酬（BBT）

当社取締役（監査等委員である取締役、それ以外の取締役のうち社外取締役である者及び海外居住者を除く）、執行役員、及び一部子会社の取締役、執行役員を支給対象者とし、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されるポイントが付与される。各取締役への個別配分は代表取締役CEOが役位等を勘案し個人別に事業年度毎に決定する基準ポイントに内規に定める業績評価係数を乗じて決定する。給付については内規に従って当該累積付与ポイント数に相当する当社株式と金銭に分けて給付する。給付を受ける時期は、原則として退任時となる。

③株価連動型報酬（PS）

海外居住者である当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）及び海外居住者である一部子会社の取締役を支給対象者とし、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されるポイントが付与される。各取締役への個別配分は代表取締役CEOが役位等を勘案し、個人別に事業年度毎に決定する基準ポイントに内規に定める業績評価係数を乗じて決定する。給付については内規に従って当該累積付与ポイント数に相当する金銭として給付する。給付を受ける時期は、原則として退任時となる。

4. 基本報酬、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役（監査等委員を除く）の報酬は事業年度毎の業績向上に対する意識と、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とした報酬体系としており、各取締役の個人別の各報酬は十分にインセンティブとして機能する割合とする。

5. 取締役の個人別の報酬等の決定についての委任に関する事項

各取締役（監査等委員を除く）個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役CEOがその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は各取締役の役位や役割・責務及びグループ業績の評価を総合的に勘案したうえで、取締役の個人別の基本報酬の額、役員賞与の額、業績連動型株式報酬の個人別基準ポイント数、株価連動型報酬の個人別基準ポイント数の決定とする。

諮問委員会は当該権限が適切に行使されるよう、予め代表取締役CEOが作成する報酬

の原案について諮問して答申するものとし、取締役会から上記の委任を受けた代表取締役CEOは当該答申の内容を踏まえて決定を行うものとする。

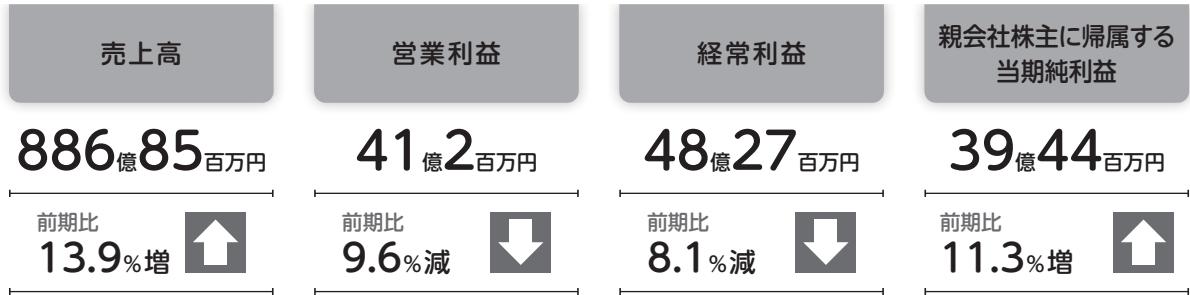
- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）180,000千円  
2. 業績連動型株式報酬（BBT）200,000ポイント（うち当社取締役分として100,000ポイント）、株価連動型報酬（PS）94,000ポイント（うち当社取締役分として20,000ポイント）  
※業績連動型株式報酬のポイント数上限は第86回定時株主総会にて、株価連動型報酬のポイント数上限は、第78回定時株主総会にて決議されたポイント数です。

以 上

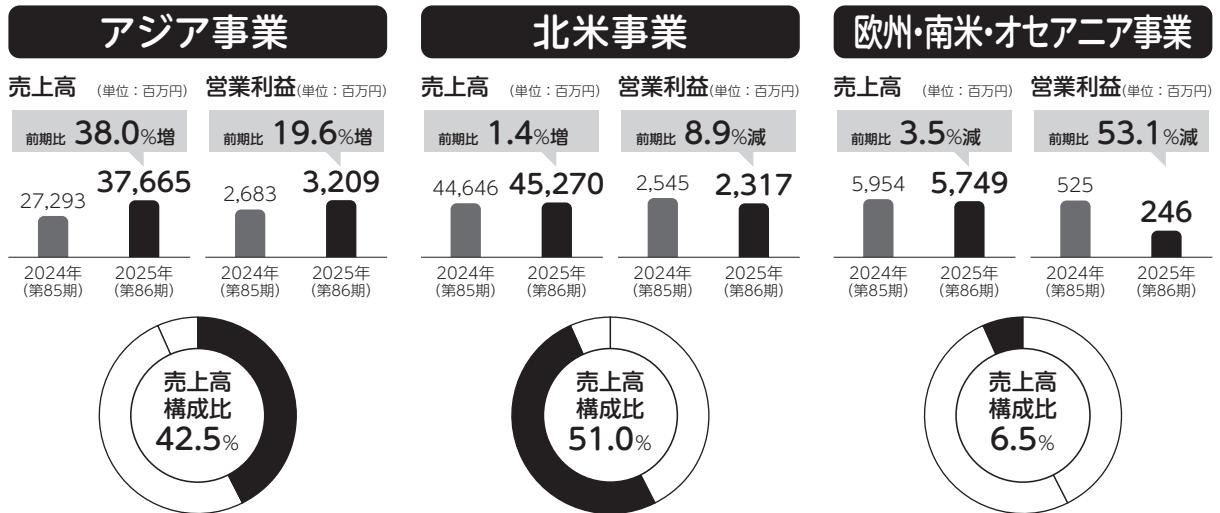


(ご参考)  
事業報告サマリー

### 業績ハイライト



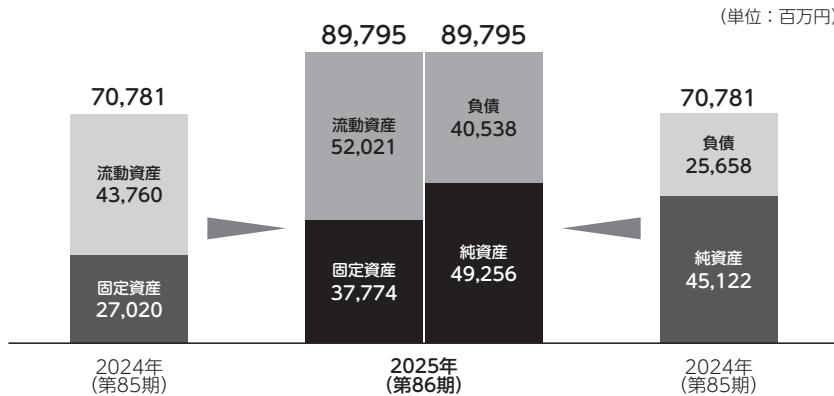
### セグメントハイライト



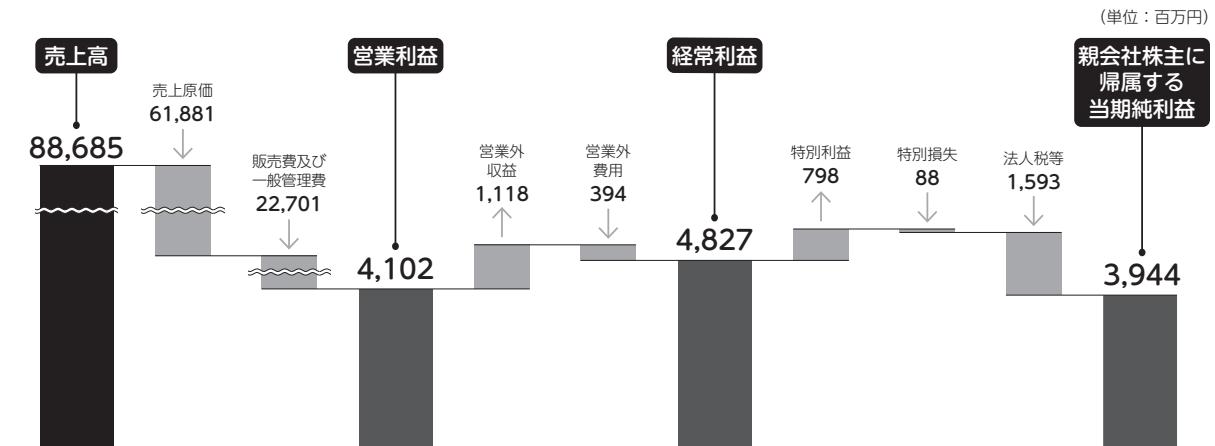


(ご参考)  
連結計算書類等サマリー

連結貸借対照表 (2025年12月31日現在)



連結損益計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)



# 事業報告

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過および成果

#### ■概況

当連結会計年度における世界経済は、米国では新政権による関税を含めた政策運営の影響により、不安定かつ軟調に推移しました。欧州では中央銀行が利下げを進める中、一部に米国の追加関税を見据えた駆け込み需要等がみられたものの、力強さを欠きました。また、ロシア・ウクライナ情勢や中東情勢等の地政学リスク等、依然として先行き不透明な状況が続いております。為替相場については、概ね円安基調で推移しました。

このような経済状況の中、当社グループは、人財育成やグループ内連携による営業力の強化、物流体制の最適化等により、国内外での需要の着実な取り込みと利益確保に努めました。また、2025年2月には、産業資材事業におけるメーカー機能の強化と事業ポートフォリオの最適化、スポーツ・建設資材事業での総合提案力の向上、人財交流促進による研究・開発分野における新しい付加価値の創造等を目的に、株式会社ミトヨのグループ化を決定し、4月に完了しました。加えて、3月には、創業100周年を迎える2039年と、その次の100年に向けた成長の実現を目指し、長期構想「KURIYAMA MANAGEMENT PLAN (KMP) 2039」を具体化した中期経営計画「KMP Action1 (2025～2027年)」及び「KMP Action2 (2028～2030年)」を公表しました。

この結果、当社グループの連結売上高は886億85百万円（前期比13.9%増）、営業利益は41億2百万円（前期比9.6%減）、経常利益は48億27百万円（前期比8.1%減）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、特別利益として負ののれん発生益6億40百万円を計上したこと等から39億44百万円（前期比11.3%増）となりました。また、自己資本利益率（ROE）は8.4%となりました。

#### ■事業別（事業セグメント）の概況

##### ◆アジア事業

##### [産業資材事業]

主要顧客である農機・建機をはじめとした産業用機械メーカーの生産台数に若干の回復がみられたことから、尿素SCR用モジュール・タンク等の部材や樹脂・ゴム製品等の販売は増加しました。また、船舶向け商材の販売も増加しました。中国においては、景気低迷により建機の生産台数が停滞したものの、取り扱い商材の幅を上げたことで、同国での関連商材の販売は増加しました。加えて、4月にグループ化した株式会社ミトヨの業績を連結に取り込んでおります。これらの結果、売上高は261億79百万円（前期比58.0%増）となり、営業利益は、株式会社ミトヨのグループ化に伴う費用を計上したものの、22億77百万円（前期比8.5%増）となりました。

#### [スポーツ・建設資材事業]

スポーツ資材分野の主力商材である体育館用床材「タラフレックス」（弾性スポーツシート）は、文教施設や公共の体育館における大型の改修物件が前期に比べて少なかったため、販売が減少しましたが、文教施設向けの「人工芝」の販売が増加しました。建設資材分野における鉄道関連商材については、鉄道施設の安全対策強化に伴う改良・改修工事の増加に伴い、「T A L E E - T I L E」（ホーム先端タイル）の販売が増加しました。また、商業施設向け床材「スーパー・マテリアルズ」（大判セラミックタイル）の販売は堅調に推移しました。これらの結果、売上高は110億64百万円（前期比11.8%増）となり、営業利益は商品構成の変化等により9億69百万円（前期比12.3%増）となりました。

以上のことから、アジア事業全体では、売上高は376億65百万円（前期比38.0%増）となり、損益面では、2024年度末のスポーツアパレル事業からの撤退による損益改善もあったため、営業利益は32億9百万円（前期比19.6%増）となりました。

#### ◆北米事業

米国新政権の関税政策による不透明感が継続する環境下でありましたが、2024年の米国本社・物流倉庫に続き、2025年4月にカナダの物流倉庫を移転・拡張し、物流機能の最適化を推進することで、幅広い分野での各種ホース・継手の販売機会獲得に努めました。この結果、売上高は452億70百万円（前期比1.4%増）となりました。損益面ではカナダの倉庫移転に伴う費用負担等があったため、営業利益は23億17百万円（前期比8.9%減）となりました。カテゴリ別の概況は以下のとおりです。

#### ▽産業用樹脂ホース「Tigerflex」

農業、製造業、鉱業等、多岐にわたる関連分野が低迷した影響を受け、販売がやや軟調に推移しました。

#### ▽高機能/汎用樹脂ホース・飲料用ホース「Kuri Tec・Accuflex」

大手飲料メーカー向けを中心とした需要を取り込み、飲料用ホースの販売は高水準を維持し堅調に推移しましたが、汎用樹脂ホースの販売が減少しました。

#### ▽ペイントスプレーホース・下水配管洗浄用ホース「Piranha」

外壁塗装用ペイントスプレーホースは、市場の在庫調整により販売が軟調に推移しました。一方で下水配管洗浄用ホースの販売は、増加しました。

#### ▽ゴムホース・その他

低圧用及び高圧用ゴムホースの販売は、特にオイルガスを中心とした天然資源市場の需要を捉えた営業活動が奏功したことから、堅調に推移しました。また、消防用ホースの販売は、米国における需要を着実に取り込んだ結果、増加しました。

◆欧州・南米・オセアニア事業

南米のオイルガス関連向け販売は増加し、米国消防機関向け「消防用ホース」の販売に注力しましたが、主力の欧州域内消防機関向け販売が軟調に推移しました。

この結果、売上高は57億49百万円（前期比3.5%減）となりました。損益面では、アルゼンチンの子会社に対する超インフレ会計適用がマイナス要因となったこと等から、営業利益は2億46百万円（前期比53.1%減）となりました。

（事業別売上高の概況）

期 別 事 業	前連結会計年度 (2024年1月1日から 2024年12月31日まで)	当連結会計年度 (2025年1月1日から 2025年12月31日まで)	前期比増減 (%)
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	
ア ジ ア 事 業	27,293	37,665	38.0
産 業 資 材 事 業	16,566	26,179	58.0
ス ポ ー ツ ・ 建 設 資 材 事 業	9,899	11,064	11.8
そ の 他 事 業	826	421	△49.0
北 米 事 業	44,646	45,270	1.4
欧州・南米・オセアニア事業	5,954	5,749	△3.5
合 計	77,895	88,685	13.9

- (注) 1. 産業資材事業の当連結会計年度における売上高の増加は、2025年4月にグループ化した株式会社ミトヨの業績を連結に取り込んだ為であります。  
2. その他事業の当連結会計年度における売上高の減少は、2024年度をもってスポーツアパレル事業から撤退した為であります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は55億54百万円であります。その主なものは、北米子会社が生産設備及び物流設備を増強した他、国内研究開発施設を新設するために投資したことによるものであります。

(3) 資金調達の状況

記載すべき重要な事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

2025年4月2日付で当社の子会社であるクリヤマジャパン株式会社が株式会社ミトヨの株式を100%取得いたしました。

## (6) 対処すべき課題

世界経済は、これまでの地政学リスクがさらに高まる可能性があり、先行きが不透明な状況が続いております。

このような環境下において、当社グループは100年企業を見据えた持続的な企業価値向上を目指し、各事業を展開してまいります。

アジア事業の産業資材事業では、建機・農機・商用車メーカーのグローバルTier1サプライヤーの地位を確立するため、2025年4月にグループ化した株式会社ミトヨとのシナジー効果を最大化すべく、当該市場における尿素SCR用モジュール・タンク等のシェア拡大を推進してまいります。また、最大マーケットである北米地域への事業展開を通じて、産業資材事業のグローバル展開を加速してまいります。

スポーツ・建設資材事業では、競技性に加えて保温性やクッション性に優れた「タラフレックス」(弾性スポーツシート)の拡販に注力し、防災拠点となる体育館等の文教施設への採用件数増加に努めてまいります。また、循環型社会に貢献する商品開発を推進し、鉄道施設の安全対策強化や商業施設等の再開発事業での需要を的確に捉え、スポーツ・商業施設等の総合床材No.1ブランドを目指してまいります。

グローバルホース事業では、産業用総合ホースメーカーとして品質と信頼のNo.1ブランドを目指し、様々な施策を講じてまいります。

北米事業では、移転拡張した本社物流倉庫を中心に物流機能の最適化を進め、顧客満足度を高めると共に機会損失を回避するための事業環境を整えてまいります。また、米国とカナダにおけるホース製造ラインの新設および拡充により、地産地消を一段と推進してまいります。

欧州・南米・オセアニア事業では、地産地消による市場優位性を活用し、スペイン、ポルトガルをはじめとした欧州域内及びアルゼンチンの消防機関向けや灌漑を含む農業分野のシェア拡大に取り組んでまいります。また、欧州から北中米・南米、中近東、アフリカへの輸出に加え、オーストラリアに設立した販売会社を起点にオセアニア地域における固有ニーズを満たす供給体制を構築し、収益基盤の拡大と生産稼働率の向上に努めてまいります。

加えて、2024年度に再編したクリヤマR&D株式会社を中心にグローバルを横断した研究開発機能の強化により、各事業の競争優位性の確保に取り組むとともに、次世代を担う人財の育成と従業員エンゲージメント向上のための人的資本投資の強化、DX推進等の経営基盤強化を進めてまいります。

また、2025年3月15日に開示した中期経営計画「KMP Action1 (2025～2027年)」に基づき、これらの取り組みをグループ全体で着実に推進してまいります。

このように当社グループは販売の拡大に注力するとともに、「BE ACTIVE」のもとグループ一丸となってブランド価値の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (7) 財産および損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第83期 (2022年1月1日から 2022年12月31日まで)	第84期 (2023年1月1日から 2023年12月31日まで)	第85期 (2024年1月1日から 2024年12月31日まで)	第86期 (当連結会計年度) (2025年1月1日から 2025年12月31日まで)
売 上 高 (百万円)	71,475	71,672	77,895	88,685
経 常 利 益 (百万円)	4,971	4,520	5,250	4,827
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	3,637	3,793	3,545	3,944
1株当たり当期純利益	186円23銭	193円62銭	180円78銭	200円56銭
総 資 産 (百万円)	62,909	64,537	70,781	89,795
純 資 産 (百万円)	34,315	39,660	45,122	49,256
1株当たり純資産	1,750円19銭	2,021円91銭	2,296円32銭	2,495円62銭

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除した株式数）により算出しております。

## (8) 重要な子会社の状況

### ① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
クリヤマジャパン株式会社	1億円	100%	ゴム・合成樹脂製品を主体にした産業用、建設用、スポーツ施設用資材の製造・販売・施工
Kuriyama of America, Inc.	1,670万米ドル	100%	樹脂ホース・ゴムホース・メタルホース等の販売
Kuriyama Canada, Inc.	1,100万CANドル	(100%) 60%	樹脂ホースの製造
Kuriyama Europe Cooperatief U.A.	1,900万ユーロ	(100%) 87.5%	欧州グループ統括・管理および欧州市場に特化した調達・販売
Kuriyama Australia Pty Ltd.	250万豪ドル	100%	オセアニア地域における各種産業用ホース・継手の販売
クリヤマR&D株式会社	9,500万円	100%	クリヤマグループ製品の研究開発

(注) ( ) 内の数値は、間接保有分も含めた議決権比率を記載しております。

### ② 事業年度末日における特定完全子会社の状況 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

**(9) 主要な事業内容 (2025年12月31日現在)**

当社グループは、純粋持株会社でありますクリヤマホールディングス株式会社（当社）と事業を行なう傘下の子会社、孫会社、関連会社合わせて31社で構成されております。

区 分		事 業 の 内 容
ア ジ ア 事 業	産 業 資 材 事 業	建設機械・農業機械・自動車等に組み込まれる各種製品の販売及び電力・造船・プラントの関連商品の販売・施工
	ス ポ ー ツ ・ 建 設 資 材 事 業	商業施設・鉄道施設・公共エクステリア・土木等で使用される資材の販売・施工及び体育館等の文教施設、スタジアム、フットサル場等のスポーツ施設で使用される資材の販売・施工
	そ の 他 事 業	技術研究・商品開発
		ダストコントロール用マットの販売、不動産管理等
北 米 事 業		各種産業用ホース・継手の製造・販売
欧州・南米・オセアニア事業		レイフラットホース・継手、消防用ホース・ノズルの製造・販売

**(10) 主要な営業所および工場 (2025年12月31日現在)**

名 称	所 在 地
当 社	本社（大阪市中央区）
ク リ ヤ マ ジ ャ パ ン 株 式 会 社	本社（大阪市中央区）
	東京支社（東京都千代田区）、新大阪支社（大阪市淀川区）
	名古屋支店（名古屋市）、九州支店（福岡市）
	仙台営業所（仙台市）、横浜営業所（横浜市）、金沢営業所（金沢市）、広島営業所（広島市）、松山営業所（松山市）、長崎営業所（長崎市）
	OEMテクニカルセンター（丹波市）
Kuriyama of America, Inc.	本社（米国イリノイ州）
Kuriyama Canada, Inc.	本社（カナダ国オンタリオ州）
Kuriyama Europe Cooperatief U.A.	本社（オランダ国アムステルダム市）
Kuriyama Australia Pty Ltd.	本社（オーストラリア国ニューサウスウェールズ州）
クリヤマR&D株式会社	本社（広島県三次市）

**(11) 従業員の状況 (2025年12月31日現在)**

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,893名 (104名)	654名増 (30名増)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、契約社員を含め、パートタイマーは ( ) 内に外数で記載しております。
2. 従業員数が前連結会計年度末と比べて654名増加した主な要因は、2025年4月2日付で株式会社ミトコを連結子会社化したことによるものであります。

**(12) 主要な借入先の状況 (2025年12月31日現在)**

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	3,966 百万円
株式会社みずほ銀行	3,909
株式会社三井住友銀行	3,311
株式会社商工組合中央金庫	549
株式会社もみじ銀行	300
株式会社池田泉州銀行	240
株式会社百十四銀行	240
株式会社伊予銀行	240

## 2. 会社の株式に関する事項（2025年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 73,600,000株  
 (2) 発行済株式総数 20,169,389株 （自己株式2,130,811株を除く）  
 (3) 株主数 11,111名  
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
栗 山 博 司	1,492 <sup>千株</sup>	7.3%
N O K 株 式 会 社	1,095	5.4
ク リ ヤ マ ホ ー ル デ ィ ン グ ス 従 業 員 持 株 会	878	4.3
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 〇 ）	623	3.0
ク リ エ イ ト 合 同 会 社	600	2.9
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	491	2.4
ク リ ヤ マ ホ ー ル デ ィ ン グ ス 取 引 先 持 株 会	464	2.3
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 E 〇 ）	448	2.2
株 式 会 社 オ ー ハ シ テ ク ニ カ	400	1.9
タ イ ガ ー ス ポ リ マ ー 株 式 会 社	386	1.9

- (注) 1. 当社は自己株式2,130,811株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。  
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。なお、自己株式には、業績連動型株式報酬制度（BBT）にかかる株式会社日本カストディ銀行（信託E〇）が所有する当社株式（448,800株）は含んでおりません。  
 3. 持株比率は小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況  
 取締役、その他の役員に交付した株式の区別合計

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役（監査等委員および社外取締役を除く）	－株	－名
社外取締役（監査等委員を除く）	－株	－名
取締役（監査等委員）	－株	－名

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項（2025年12月31日現在）

##### (1) 取締役の氏名等

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役CEO	小 貫 成 彦	社長執行役員 クリヤマジャパン株式会社代表取締役社長
取 締 役	大 村 暢 彦	上席執行役員（海外統括） 愛楽（佛山）建材貿易有限公司董事長・総経理
取 締 役	元 木 雄 三	執行役員 クリヤマジャパン株式会社取締役管理本部長
取 締 役	フライアン ダットン Brian Dutton	執行役員 Kuriyama of America, Inc. 取締役社長
取 締 役 (監査等委員) (常勤)	花 房 一 郎	クリヤマジャパン株式会社監査役（常勤）
取 締 役 (監 査 等 委 員)	酒 谷 佳 弘	ジャパン・マネジメント・コンサルティング株式会社 代表取締役 株式会社タカミヤ取締役（監査等委員） 北恵株式会社監査役 株式会社プレサンスコーポレーション取締役（監査等委員） 株式会社ワッツ取締役（監査等委員） 粧美堂株式会社取締役（監査等委員）
取 締 役 (監 査 等 委 員)	齋 藤 友 紀	さくら法律事務所パートナー弁護士 岩谷産業株式会社社外取締役 モリ工業株式会社取締役（監査等委員）
取 締 役 (監 査 等 委 員)	小 林 恵	株式会社神戸機材代表取締役社長 オカダアイオン株式会社社外取締役

- (注) 1. 取締役酒谷佳弘氏、齋藤友紀氏及び小林恵氏は社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能の強化と委員会のスムーズな運営のため、常勤の監査等委員を選定しております。
3. 監査等委員花房一郎氏は、クリヤマジャパン株式会社の経理部門の責任者として長年の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査等委員酒谷佳弘氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当事業年度中の役員の変動は次のとおりであります。  
小林恵氏は、2025年3月27日開催の第85回定時株主総会において新たに取締役（監査等委員）に選任され、就任いたしました。
6. 当社は酒谷佳弘氏、齋藤友紀氏及び小林恵氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し同取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は非業務執行取締役花房一郎氏、酒谷佳弘氏、齋藤友紀氏及び小林恵氏と会社法第423条第1項の規定による賠償責任を限定する契約を締結しております。本契約に基づく賠償の限度額は、会社法第425条第1項で規定される最低責任限度額を限度としておりません。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

### 【被保険者の範囲】

当社及び国内子会社の役員、執行役員、一部の使用人です。また、一部の海外子会社が現地で加入する役員等賠償責任保険の補償額を増額する契約となっております。対象となるのは当該会社の役員、執行役員及び一部の使用人です。

### 【保険契約の内容の概要】

#### ①被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は特約部分も含めて会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

#### ②填補対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせて、被保険者である役員等が、その職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、法令違反の行為であることを認識して行なった行為の場合等、一定の免責事由があります。

## (4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

### ①取締役の個人別の報酬等の決定方針に関する事項

#### (a) 取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の決定方法

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議いたしました。

#### (b) 当該決定方針の内容の概要

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は固定報酬として基本報酬、業績連動報酬として役員賞与と業績連動型株式報酬（BBT）及び株価連動型報酬（PS）で構成されます。

基本報酬と役員賞与及び株価連動報酬（PS）は金銭報酬であり、業績連動型株式報酬（BBT）は非金銭報酬であります。

金銭報酬のうち、基本報酬及び役員賞与は、その総額について第76回定時株主総会で

決議された取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額の範囲内で支給します。

非金銭報酬の業績連動型株式報酬（BBT）及び金銭報酬の株価連動型報酬（PS）は、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、グループ対象役員に役位および業績目標達成度等により定まる、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されるポイントを第78回定時株主総会で決議されたポイント数の上限の範囲内で付与し、原則として退任時に付与されたポイント数に相応する当社株式又は金銭として支給します。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は事業年度ごとの業績向上に対する意識と、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とした報酬体系としており、各取締役の個人別の各報酬は十分にインセンティブとして機能する割合としています。

取締役の個人別の報酬等の額の決定については、任意の諮問委員会（代表取締役CEOと社外取締役監査等委員で構成される）に諮った後、取締役会でその答申をふまえて審議のうえ、代表取締役CEOに委任する旨を決議します。

(c) 当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が決定方針と整合していること及び、任意の諮問委員会からの答申をふまえて決定されていることから、決定方針に沿うものと判断しております。

## ②取締役会決議による報酬の決定の委任に関する事項

各取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役CEO社長執行役員小貫成彦がその具体的な内容について委任されています。委任された権限の内容は各取締役の役位や役割・責務及びグループ業績の評価を総合的に勘案したうえで、各取締役の個人別の基本報酬の額、役員賞与の額及び業績連動型株式報酬（BBT）及び株価連動型報酬（PS）の個人別基準ポイント数の決定を行なうこととあります。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役を評価するには代表取締役CEOが適任であると判断したためであります。

## ③業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等として、役員賞与及び業績連動型株式報酬（BBT）ならびに株価連動型報酬（PS）があります。BBT及びPSにつきまして、国内居住の当社取締役はBBTの対象となり、海外居住の当社取締役はPSの対象となります。

(a) 業績連動報酬等の額又は数の算定の基礎として選定した業績指標の内容及び選定した理由  
業績連動報酬は、連結売上高、連結営業利益、連結経常利益、及び親会社株主に帰属する当期純利益を使用します。当該業績指標を選定した理由は、会社成長性や成長投資や株主還元の原資として分かりやすい指標であるためです。

(b) 業績連動報酬等の額又は数の算定方法

業績連動報酬等の額又は数の算定方法は、次のとおりであります。

ア. 賞与は各取締役の成果貢献状況を加味して、各取締役別に決定されます。

イ. BBT及びPS

事業年度毎に1ポイントにつき当社普通株式1株に換算されるポイントを対象取締役に付与します。ポイント数は代表取締役CEOが役位等を勘案し個人別に事業年度毎に決定する基準ポイントに内規に定められる業績評価係数を乗じて決定します。

(c) 業績連動報酬等の数の算定に用いた業績指標に関する実績

指標	目標	実績（達成率）
連結売上高	900億円	886億85百万円（98.5%）
連結営業利益	40億円	41億2百万円（102.5%）
連結経常利益	48億円	48億27百万円（100.5%）
親会社株主に帰属する当期純利益	36億円	39億44百万円（109.5%）

(注) 達成率は小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。

#### ④非金銭報酬等に関する事項

業績連動型株式報酬（BBT）が非金銭報酬であります。

対象となる当社取締役（監査等委員である取締役を除く、それ以外の取締役のうち社外取締役である者及び海外居住者を除く）の役位、役割及び業績評価により1ポイントにつき当社普通株式1株に換算されるポイントを付与します。当事業年度に対象となる取締役に交付されたポイント数は38,400ポイントです。信託設定時の株価1,431.3円で換算した金額は54,961千円となります。株式が交付されるのは、取締役を退任した後となります。対象となる株式は300,000株を上限としております。

#### ⑤報酬決議に関する事項

(a) 基本報酬及び賞与

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、2016年3月24日開催の第76回定時株主総会において年額1億8,000万円以内（使用人兼務取締役の使用人分の

給与を含まない、株式報酬は含まない)と決議いただいております。対象となる取締役(監査等委員である取締役を除く)は第76回定時株主総会終結時で8名です。また、取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2016年3月24日開催の第76回定時株主総会において年額5,000万円以内と決議いただいております。対象となる取締役(監査等委員)は第76回定時株主総会終結時で4名です。

(b) 株式報酬

業績連動型株式報酬(BBT)及び株価連動型報酬(PS)は2018年3月28日開催の第78回定時株主総会で下記の事項を決議いただいております。対象となる取締役(監査等委員である取締役を除く)は第78回定時株主総会終結時で6名です。

ア. BBT

当社取締役(監査等委員である取締役、それ以外の取締役のうち社外取締役である者及び海外居住者を除く)及び当社の一部国内子会社の取締役(社外取締役及び海外居住者を除く)を対象とします。

各事業年度に関して、取締役の役位、業績達成度等を勘案して1ポイントにつき当社普通株式1株に換算するポイントを付与します。2019年1月1日に1株につき2株の割合で株式分割を実施しておりますので、1事業年度のポイント数合計は60,000ポイント(うち当社取締役は40,000ポイント)を上限とすることに変更しております。また、対象株式は株式分割を考慮して300,000株を上限とします。

イ. PS

当社取締役(監査等委員である取締役、それ以外の取締役のうち社外取締役である者及び日本居住者を除く)及び海外子会社3社(Kuriyama of America, Inc.、Kuriyama Canada, Inc.、Técnicas e Ingeniería de Protección, S.A.U.)の取締役(邦人出向者及び法人代理人を除く)を対象とします。

各事業年度に関して、各取締役の役位等を勘案して1ポイントにつき仮想当社普通株式1ポイントに換算されるポイントを付与します。2019年1月1日に1株につき2株の割合で株式分割を実施しておりますので、1事業年度のポイント数合計は94,000ポイント(うち当社取締役は20,000ポイント)を上限とすることに変更しております。

⑥取締役の報酬等

役員区分	会社区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
			金銭報酬			非金銭 報酬	
			固定報酬	業績連動報酬			
			基本報酬	賞与	株価連動 報酬	株式報酬	
取締役 (監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	当社	210	76	45	33	54	4
	クリヤマ ジャパン(株)	35	35	—	—	—	2
	KOA	34	29	4	—	—	1
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く)	当社	17	17	—	—	—	1
社外取締役(監査等委員)	当社	18	18	—	—	—	3

- (注) 1. 上記表中のKOAは、Kuriyama of America, Inc.を示します。  
 2. 上記表中のクリヤマジャパン(株)、KOAは当社の取締役が兼務している子会社からの報酬額を示します。  
 3. 監査等委員である取締役の報酬については監査等委員である取締役の協議において、それぞれ報酬額を決定しております。  
 4. 株式報酬は業績連動型株式報酬制度(BBT)、株価連動報酬は株価連動型報酬制度(PS)をそれぞれ記載しております。計算根拠となるポイント数はBBTが38,400ポイントで株価は1,431.3円(信託設定時)としており、PSが20,000ポイントで株価は1,658円(2025年12月30日終値)としております。  
 5. 株価連動報酬と株式報酬は、連結損益計算書に計上した会計上の費用計上額であります。

## (5) 社外役員に関する事項

### ①重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼職先法人等名
取締役 (監査等委員)	酒 谷 佳 弘	ジャパン・マネジメント・コンサルティング株式会社代表取締役 株式会社タカミヤ取締役 (監査等委員) 北恵株式会社監査役 株式会社プレサンスコーポレーション取締役 (監査等委員) 株式会社ワッツ取締役 (監査等委員) 粧美堂株式会社取締役 (監査等委員) 当社と上記6法人との間には特別の関係はありません。
取締役 (監査等委員)	齋 藤 友 紀	さくら法律事務所パートナー弁護士 岩谷産業株式会社社外取締役 モリ工業株式会社取締役 (監査等委員) 当社と上記3法人との間には特別の関係はありません。
取締役 (監査等委員)	小 林 恵	株式会社神戸機材代表取締役社長 オカダアイオン株式会社社外取締役 当社と上記2法人との間には特別の関係はありません。

### ②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況	主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行なった職務の概要
取締役 (監査等委員)	酒 谷 佳 弘	取締役会 (開催13回出席13回) 監査等委員会 (開催13回出席13回)	公認会計士としての豊富な知見と経験、財務会計についての高い知見と企業経営者としての経験に基づき、客観的かつ独立した立場で当社及び当社グループの中長期的な企業価値の向上に寄与する観点から取締役会において適宜質問し、積極的に意見の表明を行ないました。また、任意の諮問委員会の委員を務めました。
取締役 (監査等委員)	齋 藤 友 紀	取締役会 (開催13回出席12回) 監査等委員会 (開催13回出席13回)	弁護士としての豊富な知見と経験に基づき、客観的かつ独立した立場で当社及び当社グループの中長期的な企業価値の向上に寄与する観点から取締役会において適宜質問し、積極的に意見の表明を行ないました。また、任意の諮問委員会の委員を務めました。
取締役 (監査等委員)	小 林 恵	取締役会 (開催10回出席9回) 監査等委員会 (開催10回出席7回)	企業経営者としての経験、弁護士としての豊富な知見と経験に基づき、客観的かつ独立した立場で当社及び当社グループの中長期的な企業価値の向上に寄与する観点から取締役会において適宜質問し、積極的に意見の表明を行ないました。また、任意の諮問委員会の委員を務めました。

(注) 取締役 (監査等委員) 小林恵氏は、2025年3月27日開催の第85回定時株主総会において新たに選任され就任したため、取締役会及び監査等委員会の開催回数及び出席回数が異なります。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る報酬等の額

(イ) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	52,735千円
(ロ) 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	52,735千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由  
監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における監査の職務状況、報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。
3. 当社の重要な子会社であるKuriyama of America, Inc.及びKuriyama Canada, Inc.ならびに孫会社の上海栗山貿易有限公司及びTécnicas e Ingeniería de Protección, S.A.U.は当社の会計監査人以外の監査法人（外国における当該資格に相当する資格を有するもの）の監査を受けております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対し、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）を委託しておりません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また監査等委員会は、会計監査人の職務の遂行状況等を総合的に判断し、職務の遂行に支障があると認められる場合、又は監査の適正性をより高める為に会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しない事に関する議案の内容を決定します。

- 
- (注) 本事業報告の数値表示について  
金額及び株式数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>52,021,187</b>	<b>流動負債</b>	<b>21,944,327</b>
現金及び預金	11,459,001	支払手形及び買掛金	7,860,386
受取手形、売掛金及び契約資産	10,978,554	電子記録債務	3,310,799
電子記録債権	2,014,564	短期借入金	3,211,887
商品及び製品	20,824,314	1年内返済予定の長期借入金	2,333,679
仕掛品	882,493	未払法人税等	445,598
原材料及び貯蔵品	3,890,621	役員賞与引当金	95,247
その他の他	2,142,537	賞与引当金	199,919
貸倒引当金	△170,899	その他の他	4,486,807
<b>固定資産</b>	<b>37,774,363</b>	<b>固定負債</b>	<b>18,594,300</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>23,937,189</b>	長期借入金	7,515,192
建物及び構築物	13,796,997	リース債務	6,999,476
機械装置及び運搬具	3,833,706	繰延税金負債	1,723,492
土地	2,115,973	役員退職慰労引当金	402,562
建設仮勘定	3,081,633	役員株式給付引当金	857,258
その他の他	1,108,880	退職給付に係る負債	845,187
<b>無形固定資産</b>	<b>478,533</b>	資産除去債務	95,360
その他の他	478,533	その他の他	155,771
<b>投資その他の資産</b>	<b>13,358,640</b>	<b>負債合計</b>	<b>40,538,628</b>
投資有価証券	10,631,877	<b>(純資産の部)</b>	
出資金	592,182	<b>株主資本</b>	<b>38,389,996</b>
差入保証金	596,502	資本金	783,716
長期貸付金	3,511	資本剰余金	1,322,032
繰延税金資産	582,902	利益剰余金	38,379,540
その他の他	966,999	自己株式	△2,095,293
貸倒引当金	△15,336	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>10,825,015</b>
<b>資産合計</b>	<b>89,795,551</b>	その他有価証券評価差額金	1,585,707
		為替換算調整勘定	9,193,841
		退職給付に係る調整累計額	45,467
		<b>非支配株主持分</b>	<b>41,910</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>49,256,923</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>89,795,551</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		88,685,565
売上原価		61,881,021
売上総利益		26,804,544
販売費及び一般管理費		22,701,659
営業利益		4,102,884
営業外収益		
受取利息及び配当金	314,409	
受取家賃	61,258	
為替差益	121,548	
持分法による投資利益	502,669	
その他営業外収益	119,108	1,118,995
営業外費用		
支払利息	238,472	
有形売却損	7,756	
債権売却損	8,692	
正味貨幣持高に関する損失	116,721	
その他営業外費用	22,656	394,299
経常利益		4,827,580
特別利益		
投資有価証券売却益	157,923	
負ののれん発生益	640,627	798,550
特別損失		
固定資産除却損	29,383	
投資有価証券売却損	2,608	
投資有価証券評価損	9,266	
ゴルフ会員権評価損	2,390	
減損	44,700	88,350
税金等調整前当期純利益		5,537,780
法人税、住民税及び事業税	1,401,612	
法人税等調整額	191,395	1,593,008
当期純利益		3,944,771
非支配株主に帰属する当期純利益		417
親会社株主に帰属する当期純利益		3,944,354

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>1,955,751</b>	<b>流動負債</b>	<b>2,208,800</b>
現金及び預金	1,268,446	関係会社短期借入金	1,770,000
売掛金	335	1年内返済予定の長期借入金	185,160
関係会社売掛金	393,265	未払金	133,814
前払費用	52,108	未払費用	10,556
関係会社未収入金	21,225	未払法人税等	14,400
関係会社短期貸付金	219,156	未払消費税	4,015
その他	1,214	前受金	30,984
<b>固定資産</b>	<b>14,497,100</b>	賞与引当金	12,540
<b>有形固定資産</b>	<b>4,457,043</b>	役員賞与引当金	46,010
建物	1,871,265	その他	1,319
構築物	12,714	<b>固定負債</b>	<b>1,751,382</b>
工具、器具及び備品	1,639	長期借入金	600,170
土地	598,623	役員株式給付引当金	857,258
建設仮勘定	1,972,800	繰延税金負債	241,224
<b>無形固定資産</b>	<b>126,660</b>	その他	52,730
借地権	77,098	<b>負債合計</b>	<b>3,960,183</b>
商標権	499	<b>(純資産の部)</b>	
施設利用権	2,862	<b>株主資本</b>	<b>11,249,021</b>
ソフトウェア	46,199	資本金	783,716
<b>投資その他の資産</b>	<b>9,913,396</b>	資本剰余金	1,314,051
投資有価証券	2,246,214	資本準備金	737,400
関係会社株式	4,444,012	その他資本剰余金	576,650
関係会社出資金	2,162,868	利益剰余金	11,246,547
関係会社長期貸付金	867,008	利益準備金	115,000
長期前払費用	127,646	その他利益剰余金	11,131,547
差入保証金	65,609	配当準備金	15,000
その他	36	別途積立金	860,000
<b>資産合計</b>	<b>16,452,852</b>	繰越利益剰余金	10,256,547
		自己株式	△2,095,293
		<b>評価・換算差額等</b>	<b>1,243,647</b>
		その他有価証券評価差額金	1,243,647
		<b>純資産合計</b>	<b>12,492,669</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>16,452,852</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
<b>営 業 収 益</b>	
経 営 指 導 料	780,210
不 動 産 賃 貸 収 入	272,230
商 標 権 等 使 用 料	128,383
関 係 会 社 受 取 配 当 金	2,790,870
銀 行 保 証 料	71
	<b>3,971,767</b>
<b>営 業 費 用</b>	<b>1,779,432</b>
<b>営 業 利 益</b>	<b>2,192,334</b>
<b>営 業 外 収 益</b>	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	124,907
そ の 他	2,936
	<b>127,844</b>
<b>営 業 外 費 用</b>	
支 払 利 息	19,639
為 替 差 損	1,495
そ の 他	49
	<b>21,184</b>
<b>経 常 利 益</b>	<b>2,298,994</b>
<b>特 別 利 益</b>	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	28,646
	<b>28,646</b>
<b>特 別 損 失</b>	
固 定 資 産 除 却 損	19,657
	<b>19,657</b>
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>	<b>2,307,983</b>
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	44,500
法 人 税 等 調 整 額	△14,007
	<b>30,493</b>
<b>当 期 純 利 益</b>	<b>2,277,490</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

### 独立監査人の監査報告書

2026年2月20日

クリヤマホールディングス株式会社  
取締役会 御中

#### EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 徳野大二  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 池内正文  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、クリヤマホールディングス株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クリヤマホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2026年2月20日

クリヤマホールディングス株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 徳野大二  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 池内正文  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、クリヤマホールディングス株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第86期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告書謄本

# 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第86期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月20日

クリヤマホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 花房 一郎 ㊟

監査等委員 酒谷 佳弘 ㊟

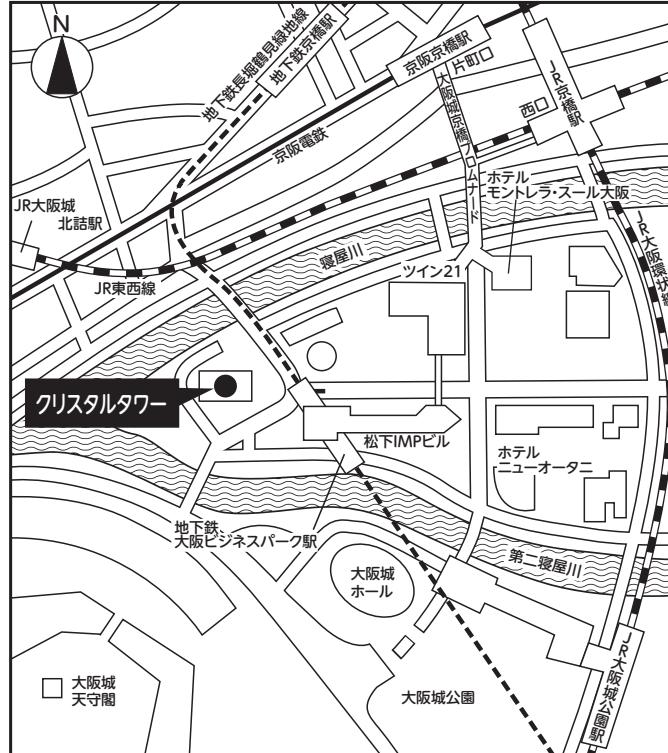
監査等委員 齋藤 友紀 ㊟

監査等委員 小林 恵 ㊟

(注) 監査等委員酒谷佳弘及び齋藤友紀並びに小林恵は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

# 株主総会会場ご案内図

会場 大阪市中央区城見一丁目2番27号  
クリスタルタワー20階 A会議室



(注) 会場が前回と異なっておりますので、お間違えないようご注意ください。

- ・ JR東西線「大阪城北詰駅」1番出口から徒歩約5分
- ・ JR大阪環状線「京橋駅」西口より徒歩約10分
- ・ 京阪電車「京橋駅」片町口より徒歩約10分
- ・ 地下鉄長堀鶴見緑地線「大阪ビジネスパーク駅」3番出口からクリスタルタワー地下1階へ地下道が直結
- ・ JR大阪環状線「大阪城公園駅」より徒歩約10分

株主総会のお土産は取り止めとさせていただきます。  
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

総会当日のお問合せ電話番号  
06-6910-7013 (当社の電話番号です。株主総会会場の電話番号ではござ  
いませんので、ご注意ください。)



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。